

持続可能な建設産業実現に向けた専門委員会設置要綱

令和8年2月17日

県土整備部管理課・技術企画課

(設置)

第1条 労務費や建設資材の急激な価格変動など、建設産業を取り巻く環境の変化を踏まえ、建設業者等が担い手確保・育成や生産性向上に取り組むために必要な利潤を確保し、将来にわたって成長・発展していくための環境整備について検討するにあたり、学識経験者等から意見を聴取するため、持続可能な建設産業実現に向けた専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県が発注する公共事業の受注者が、適正な利潤を確保するために必要な最低制限価格等の水準に関すること。
- (2) 県が発注する公共工事に従事する技能者や下請企業に対し、適正な賃金・労務費の支払いが確保されるための取組に関すること。
- (3) その他、建設産業の持続的な成長・発展のために必要な取組に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって5名程度で構成する。

- (1) 建設産業に造詣の深い学識経験者
- (2) 議事に関する学識経験者、専門家等

(任期等)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第5条 委員会は、県土整備部長が招集する。

- 2 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、委員会を主宰する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じて、議事に関する者に対して出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、宮崎県県土整備部技術企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月17日から施行する。